

仕 様 書

- 1 件 名 大新小学校夜間照明受変電設備修繕
- 2 履行期間 契約締結日の翌日 から 令和9年2月28日 まで
- 3 履行場所 盛岡市立大新小学校（盛岡市南青山町6番10号）
- 4 修繕内容 盛岡市立大新小学校夜間照明設備に使用されている変圧器の交換修繕を行う。その後、取り外された変圧器について、別途運搬及び処分を委託した事業者へ引き渡されるまでの間は同施設の敷地内で保管するため、市が指定する同施設内保管場所への搬入を行う。

（詳細な修繕内容は、修繕内訳書のとおり。）

5 主な提出書類

- (1) 実施工程表
- (2) 業務完了報告書
- (3) 施工写真（施工前・施工中・施工後）
- (4) その他必要なもの

6 留意事項

- (1) 本仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書」及び最新版「公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」並びに最新版「公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」によることを原則とし、これによりがたい場合は、市担当者と協議すること。
- (2) 施工箇所が既に供用されている施設である為、施設利用者及び施設関係者への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に市担当者及び施設管理者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。
- (3) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、仕様書等に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、市担当者の承諾を受けるものとする。
- (4) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (5) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。
- (6) 施工に必要な水、電力等の使用は、施設管理者と協議すること。
- (7) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (8) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。

(要領書等は盛岡市ホームページを参照)

(9) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、市担当者と協議の上、受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続きに係る費用は、すべて受注者の負担とする。

7 その他

仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定するものとする。